

平成28年(ワ)第380号 放送法遵守義務確認等請求事件

原告 宮内正厳

被告 日本放送協会

第3回口頭弁論期日における意見陳述書

2017年3月23日

奈良地方裁判所 民事部

1C係 御中

原告訴訟代理人

弁護士 星 雄 介

1 はじめに

原告準備書面(三)で言及した被告による放送法違反事例について、その概略を述べる。

2 核兵器禁止条約交渉を開始する国連決議に日本が反対したことに関する報道の問題

(1) はじめに

被告は、この問題について、同年10月28日放送の「ニュースウォッチ9」(以下、当該番組を「NHK」という。)で、約10分間を費やして詳しく報道した。しかし、以下で指摘するように、その放送内容は、「政治的に公平であること」という放送法4条1項2号に違反している。このことは、同じ問題について報道したテレビ朝日の「報道ステーション」(以下、同番組を「テレビ朝日」という。)と比較するとより鮮明となる。

(2) 問題点

ア 安倍首相の演説の取扱い

テレビ朝日は、オバマ前大統領が広島に訪問した時に安倍首相が「核

兵器のない世界を必ず実現する。その道のりがいかに長くいかに困難なものであろうともかならずやその責任を果たしていく。」などと演説したにもかかわらず、核兵器禁止条約交渉に入ることにすら反対するというのは理解できないと批判した。

他方、NHKは、同演説の紹介すらなく、同演説の内容と国連決議に反対したことの矛盾を指摘することもなかった。

イ 国連総会委員会でのアメリカ代表の主張の報道

テレビ朝日は、ウッド軍縮大使の「安全保障のために核兵器に依存している国がなぜ核兵器を悪とし交渉に参加することができるのか？他のすべての国にも同じことを行うよう強く求める。」というアメリカの強引かつ理不尽な主張を伝えているが、NHKは、これを報道していない。これを伝えれば、アメリカの強引かつ理不尽な主張が誰の目にも明らかになるので、NHKはあえて伝えなかったのではないかと思えるほどである。

ウ 日本政府の立場・主張をどう伝えたか

NHKは、日本がNPT（核拡散防止条約）の枠組みの中で段階的な核軍縮を目指してきたことを強調するとともに、菅官房長官の「この決議案は、作成段階から核兵器国である米国、英国、フランス、ロシア及び中国いずれも関与していない。このようなアプローチでは核兵器国と非核兵器国の亀裂をさらに深めてしまう。核兵器のない世界の実現を遠のかせてしまうのではないかと思っている。」という発言を伝えて、政府の立場を擁護する姿勢が窺える。

(3) 小活

以上のとおり、テレビ朝日が日本政府の対応について批判的な発言等を紹介し、法的に禁止する方向に動かなければいけないとまとめているのに対し、NHKは、核保有国を突き動かす責任があるとは伝えているものの、「段階的核軍縮」というやり方で具体的な成果を挙げることが大事として、日本が反対投票したことについては実質的に容認している。

このように、被告の報道姿勢は、政府・与党の広報のようなものとなっており、「政治的に公平であること」という放送法4条1項2号に違反するものである。

3 いわゆる慰安婦問題に関する報道について

被告が同問題について報道した「クローズアップ現代+」（2017年1月24日放送。以下、「本件番組」という。）にも、①日本からの「支援金」を受け取った3人の元「慰安婦」とその家族の声だけを取り上げたこと、②多様な論説を掲げた韓国メディアの中で韓国に非があるとする1紙の論説だけを伝えたこと、③釜山に少女像が設置された経緯が歪められていたこと、④日本側の問題に全く触れなかったなどの問題点がある。

そして、本件番組は、日韓合意の行き詰まりの原因はもっぱら韓国側にあるという見立てで編集され、韓国社会から日本政府に向けられた批判は、「過熱」「強硬」「先鋭化」というフレーズで印象付けされ、批判の内容を掘り下げた報道はされなかった。

こうした編集は「政治的に公平であること」、「意見が対立している問題については、できるだけ多くの角度から論点を明らかにすること」と定めた放送法4条1項2号、同4号に違反する。

以上